

【表紙】

(所在地)

1 【新規発行株式】

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(2) 【募集の条件】

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
計	—		—

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	

新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件
計	—		—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

8 【新規発行カバードワラント】

9 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

10 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額（円）	売出価額の総額 （円）	売出しに係る社債の所有者 の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は 売出短期社債の総 額（円）	売 出 価 額 の 総 額 （円）	売出しに係るコマーシャル・ ペーパー又は短期社債の所有 者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出カバードワラント】

(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】

売出価格 （円）	申込 期間	申込 単位	申込証拠金 （円）	申込受付 場所	売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	売出しの委託契 約の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】 (1)

2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】 (2)

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】 (3)

4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】 (4)

5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付
によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付け
に係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】 (5)

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】
(5-2)

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】 (6)

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】 (7)

第2 【統合財務情報】 (8)

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約
（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】 (9)

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

2 【沿革】

3 【事業の内容】

4 【関係会社の状況】

5 【従業員の状況】

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

- ①【株式の総数】

(4)【所有者別状況】								年	月	日現在
区分	株式の状況（１単元の株式数 株）							単元未満株式の状況（株）		
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等 個人以外 個人		個人その他		計	

	体								
株主数 (人)									—
所有株式 数 (単 元)									
所有株式 数の割合 (%)								100	—

(5) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—				

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 _____

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
株主総会（ 年 月 日）での決議状況 （取得期間 年 月 日～ 年 月 日）		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 （ 年 月 日～ 年 月 日）		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（％）		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（ 年 月 日）での決議状況 （取得期間 年 月 日～ 年 月 日）		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 （ 年 月 日～ 年 月 日）		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（％）		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
引き受ける者の募集を行 った取得自己株式				
消却の処分を行った取 得自己株式				
合併、株式交換、株式 交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己				

株式				
その他 ()				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(2) 【役員の状況】

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計					

(3) 【監査の状況】

(4) 【役員の報酬等】

(5) 【株式の保有状況】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】

③ 【連結株主資本等変動計算書】

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤ 【連結附属明細表】

(2) 【その他】

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

② 【損益計算書】

③ 【株主資本等変動計算書】

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

⑤ 【附属明細表】

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(3) 【その他】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	

剰余金の配当の基準日	月 日
1 単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

2【その他の参考情報】

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日 財務（支）局長に提出

②【半期報告書】

事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日 財務（支）局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（ 年 月 日）までに、
臨時報告書を 年 月 日に 財務（支）局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に 財務（支）局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

(1)【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】

(2)【企業の概況】

(3)【事業の状況】

(4)【設備の状況】

(5)【保証会社の状況】

(6)【経理の状況】

第2【保証会社以外の会社の情報】

- 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】

- 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2【当該指数等の推移】

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【キャッシュ・フロー計算書】

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【キャッシュ・フロー計算書】

第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】(10)

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日 財務（支）局長に提出

②【半期報告書】

事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日 財務（支）局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（ 年 月 日）までに、
臨時報告書を 年 月 日に 財務（支）局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に 財務（支）局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

(1) 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

- a 組織再編成又は株式交付の目的（経営統合、関係会社化による経営参加等）及び

理由を具体的に分かりやすく記載すること。当該組織再編成又は株式交付の後に、手続当事会社（当該組織再編成における組織再編成対象会社以外の会社又は当該株式交付における株式交付子会社以外の会社をいい、これらの会社が提出会社以外の会社である場合には提出会社を含む。以下同じ。）の企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他提出会社の企業集団の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容も記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、c又はdにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。b 組織再編成又は株式交付の効力の発生後、提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における手続対象会社（組織再編成対象会社又は株式交付子会社をいう。以下同じ。）と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、c又はdにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。

c 公開買付者（法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付者をいい、本届出書に係る有価証券をもって対価とする公開買付けについて同条第 1 項の規定による公告を行おうとする者を含む。以下同じ。）である提出会社は、当該提出会社が、法第 27 条の 4 第 1 項の規定により本届出書と同時に提出を行った公開買付届出書中「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。

d 提出会社以外の者が公開買付けを行う場合であって、当該公開買付けにつき提出会社（(2) e 及び(4) c において「公開買付者でない提出会社」という。）が発行する有価証券をもって当該公開買付けの対価とする場合において、法第 27 条の 4 第 1 項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本届出書の提出がなされる場合にあつては、当該公開買付けに係る公開買付届出書に記載された公開買付けの目的と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。この場合、公開買付けの目的については、当該公開買付届出書の提出日及び提出先並びに当該公開買付届出書中「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。

(2) 組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要

a 手続当事会社が提出会社以外の会社（公開買付者である会社を除く。b において同じ。）であつて、継続開示会社に該当しない場合には、当該手続当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に 5 名をいう。e において同じ。）並びに最近 3 事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

会社が会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、大株主として、所有株式に係る議決権の個数の多い株主 5 名を記載すること（e において同じ。）。

b 手続当事会社が提出会社以外の会社であつて、継続開示会社に該当する場合には、

本様式中第六部に準じて、当該手続当事会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- c 提出会社が手続当事会社である場合には、記載を要しない。
 - d 公開買付者である提出会社は、その届出を行った公開買付届出書中「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」の「(1) 会社の概要」欄に記載された事項を記載すること。
 - e 公開買付者でない提出会社は、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (3) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等
- a 組織再編成又は株式交付に係る契約及び計画の内容の概要について具体的に、かつ、分かりやすく説明すること。
 - b 組織再編成又は株式交付に係る契約及び計画の内容を記載すること。
 - c 公開買付者である提出会社は、当該提出会社が、提出を行った公開買付届出書中「第4 公開買付者と対象者との取引等」欄に記載された事項を記載すること。
- (4) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠
- a 手続対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法（以下a及びbにおいて「組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容」という。）及び組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。
- また、手続対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。
- なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、cにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。
- b 手続当事会社が、組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、手続当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、手続対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）を記載すること。
 - c 公開買付者である提出会社及び公開買付者でない提出会社（以下「公開買付けに係る提出会社」という。）は、公開買付届出書中「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」欄に記載された事項を記載すること。
- (5) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けによって発行（交付）される有価証券との相違）
- a 手続対象会社が発行者である有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- b 公開買付けに係る提出会社は、公開買付けの対象となっている有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(5-2) 有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項

- a 提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付（公開買付けを実施しない場合に限る。）に関して本届出書を提出する場合には、記載を要しない。
- b 公開買付けに係る提出会社は、発行（売出）価格（出資の目的とする有価証券との交換比率によって発行（売出）価格を決定している場合には、当該有価証券の種類及び交換比率）その他の発行（交付）条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。また、当該発行（交付）条件により募集（売出し）を行う理由及び判断の過程を具体的に記載すること。

(6) 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

- a 組織再編成対象会社の発行する証券保有者が、組織再編成に関して有する権利（有価証券の買取請求権、議決権の行使の方法、組織再編成によって発行（交付）される有価証券の受取方法）について、当該権利行使の方法等について分かりやすく記載すること。
- b 公開買付けに係る提出会社は、記載を要しない。

(7) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

- a 組織再編成又は株式交付に関する手続（組織再編成又は株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要、当該書類の閲覧方法、株主総会等の組織再編成又は株式交付に係る手続の方法、日程、手続対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成又は株式交付に係る行為に関して有する有価証券の買取請求権の行使方法（当該権利がない場合にあっては、その旨）等）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 公開買付けに係る提出会社は、公開買付けに関する手続について、公開買付届出書中「第1 公開買付要項」の「7 応募及び契約の解除の方法」、「10 決済の方法」及び「11 その他買付け等の条件及び方法」欄に記載された事項を記載すること。

(8) 統合財務情報

- a 提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付に関して本届出書を提出する場合には、手続対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意(25) a (a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、同様式記載上の注意(25) b (a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第 312 条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第 314 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第 326 条第2項の規定により指定国際会計基準に

より財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。)を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

- b 提出会社が、公開買付けに関して本届出書を提出する場合には、提出会社（提出会社が公開買付者でない場合には、当該公開買付者である会社をいう。）及び当該公開買付けの対象者について最近事業年度に係る主要な経営指標等を記載すること。
- (9) 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）
 - a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度）において、手続対象会社（その関係会社を含む。以下(9)において同じ。）と手続当事会社（その関係会社を含む。以下(9)において同じ。）の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割若しくは新設分割が行われること又は手続当事会社が手続対象会社を株式交付子会社とする株式交付をすることが、手続当事会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意⁽³⁾に準じて記載すること（本届出書についての組織再編成に係る契約及び株式交付を除く。）。
 - b 手続対象会社と手続当事会社との間において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
 - c 公開買付けに係る提出会社が、本届出書を提出する場合には、公開買付けに係る提出会社と当該提出会社に係る公開買付けに係る対象者（その関係会社を含む。）との間で締結された契約について、上記 a 及び b に準じて記載すること。ただし、公開買付届出書中「第 4 公開買付者と対象者との取引等」に記載している事項がある場合には、記載を省略することができる。
- (10) 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報
 - a 手続対象会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
 - b 当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
 - c 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、第 19 条第 2 項各号若しくは第 3 項又は第 19 条の 2 のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
 - d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。